

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるみなさんへの経済支援として

上水道料金を減免します

新型コロナウイルス感染症による物価高騰などの影響を受けている家計を支援するため、左のとおり経済支援を行います。



◆町の上水道を使用している世帯への支援 申込不要

- ・上水道使用料を減免します

対象者	町の上水道を使用している世帯
支援内容	上水道使用料の基本料金を免除(超過料金のみ請求します)
期間	令和5年5月請求分 ～令和6年3月請求分(1年間)

◆町の上水道を使用していない世帯 要申込

- ・ガソリン等購入助成券を配布します

対象者	町の上水道を使用していない世帯 ※ただし、丸山地区リゾート区域を除く
支援内容	ガソリン等購入助成券を配布
助成券の支給額	1世帯あたり1万円(千円券×10枚)
申込期間	令和5年6月5日(月)～9月29日(金)
利用期限	助成券を支給した日から令和5年11月30日まで
利用可能店	町内の協賛店
申込手続場所	地域整備課上下水道室または分庁総合窓口課の窓口

問い合わせ先 地域整備課 上下水道室 ☎ 0859-68-5540

特設窓口

とき：平日の 9:00～正午
13:00～16:30

ところ：本庁舎1階ロビー

窓口でできる手続：
・マイナンバーカードの申請
・マイナポイントの申込み支援

休日・時間外申請(交付)窓口

とき：6月11日(日) 9:00～12:00
6月21日(水) 17:20～19:30

ところ：住民課窓口

窓口でできる手続：
・マイナンバーカードの申請
・マイナンバーカードの受取り

その他

分庁総合窓口課でもマイナンバーカードの申請およびマイナポイントの申込み支援を行っています。

ご注意ください!

マイナポイントの申込み期限が令和5年9月末まで延長されましたが、9月末より前に、マイナポイントの申込みを終了する決済サービスがあります。マイナポイントの申込みや、ポイント付与の対象となる決済・チャージをまだ行っていない人は、各決済サービスの申込み期限にご確認ください。詳しくは、国のマイナポイント事業サイトをご確認ください。

予約方法

利用日の3日前までにお申込みください。

- ・電話予約：0859-68-3115
- ・インターネット



町ホームページから
申込み

マイナンバーカード
申請サポートなど実施中

マイナンバーカードの申請受け付けや、マイナポイントの申込み支援などを行っています。



問い合わせ先 住民課 ☎ 0859-68-3115